

**データ連携検討支援業務
提案要求仕様書**

令和5年4月

埼玉県総務部統計課

凡例

- **【提案依頼事項】(P-00)** : 提案者が提案すべき事項
提案依頼事項の項番は、全体を通じて、2桁固定の通し番号で付与している。
- 任意の提案依頼事項には（任意）と記載している。（任意）の記載がない提案依頼事項は全て必須とする。
- 上記以外：提案者が留意すべき事項又は参考情報
- 追加提案を記載する場合、貴社が提示した見積の範囲内であるとみなす。
- この仕様書は企画提案書作成用である。企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

目次

1. 業務の概要	1
1.1. 目的及び背景	1
1.2. 履行期間	1
1.3. 全体スケジュール	1
1.4. 統計データ連携推進事業について	2
1.4.1. 取組概要	2
1.4.2. 人口統計データと関連統計データとの連携の試行について	2
1.5. 統計データ連携推進プロジェクトチームについて	3
2. 委託内容	4
2.1. 実施体制	4
2.2. 関連するオープンデータ同士連携させた分析を可能にし、分析結果を可視化して提供するための検討	4
2.3. P Tの運営支援	5
2.4. 技術的知見の補助	6
2.5. 進捗報告会議	6
2.6. 報告書の作成	6
3. 納品要件	8
3.1. 納品条件	8
3.2. 納品形式	8
3.3. 納品場所	8
3.4. 納品物	8
4. 委託業務の留意事項	9

1. 業務の概要

本仕様書は、埼玉県（以下「本県」という。）の「データ連携検討支援業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

1.1. 目的及び背景

現在、県では様々な統計データの公開を進めているが、地域の課題解決や経済の活性化のために更に広く活用されるよう、より効果的な公開方法を検討している。

誰もが統計データを広く活用できるよう、県や市町村などが保有し、公開している統計データをより活用しやすい形式にし、（１）関連するオープンデータ同士を連携させた分析を可能にし（２）更に、分析結果を可視化して提供することで一般県民の利便性の向上や行政のEBPM、企業のマーケティング等での活用に資する統計オープンデータの公開を目指している。

このため、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めることとした。

令和５年度は、令和４年度に実施した各課が保有する統計データの棚卸調査に基づき、連携して公開することで新たな価値が創出される統計データの組合せについて検討を行う。

更にリーディングケースとして、利用価値の高い人口統計データと他の統計データとの連携について試行し、その他の組合せについても、利用ニーズを踏まえ、公開の優先順位を検討する。

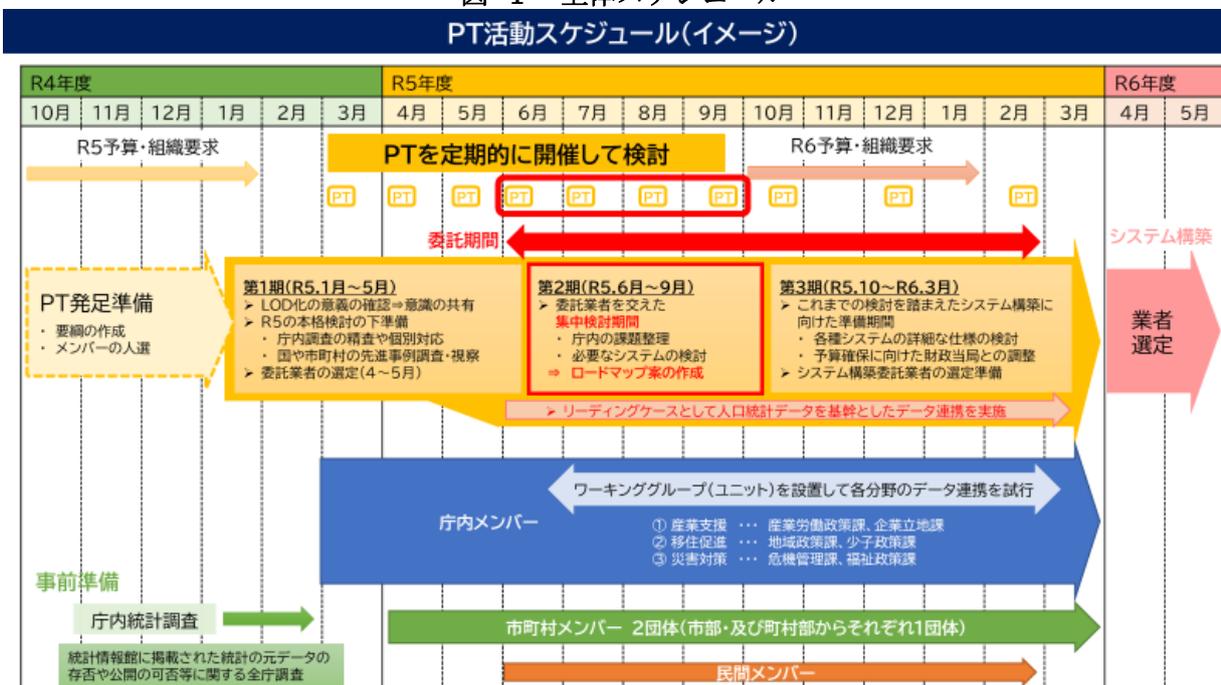
1.2. 履行期間

本業務における履行期間は、契約締結の日から令和６年２月２９日とする。

1.3. 全体スケジュール

本業務における全体スケジュールは、以下のとおりである。

図 1 全体スケジュール
PT活動スケジュール(イメージ)



1.4. 統計データ連携推進事業について

1.4.1. 取組概要

一般県民や事業者、市町村等が統計データを更に広く活用できるように、県の保有する統計データを（１）関連するオープンデータ同士を連携させた分析を可能にし（２）分析結果を可視化して提供するため、庁内にプロジェクトチームを立ち上げて検討を進め、リーディングケースとして人口統計データを基幹とする他の統計データとの先行的な連携を試行する。

1.4.2. 人口統計データと関連統計データとの連携の試行について

令和５年度、統計課所管の人口統計システムの更新に合わせ、人口統計データと親和性の高いデータとの連携を試行する。人口統計データには、年齢別・性別・町（丁）字別の人口、日本人・外国人のデータ、昼夜間人口、生産年齢人口等が含まれる。

データ連携は以下３つのテーマを設定して行う。なお、以下の図２にデータ連携イメージを示す。

(1) 産業支援

例として、本県に立地を検討している企業に対し、人口統計データと複数のデータを連携させ、その企業の事業内容やニーズにマッチした立地（出店）支援を行えるよう、データ連携を行う。

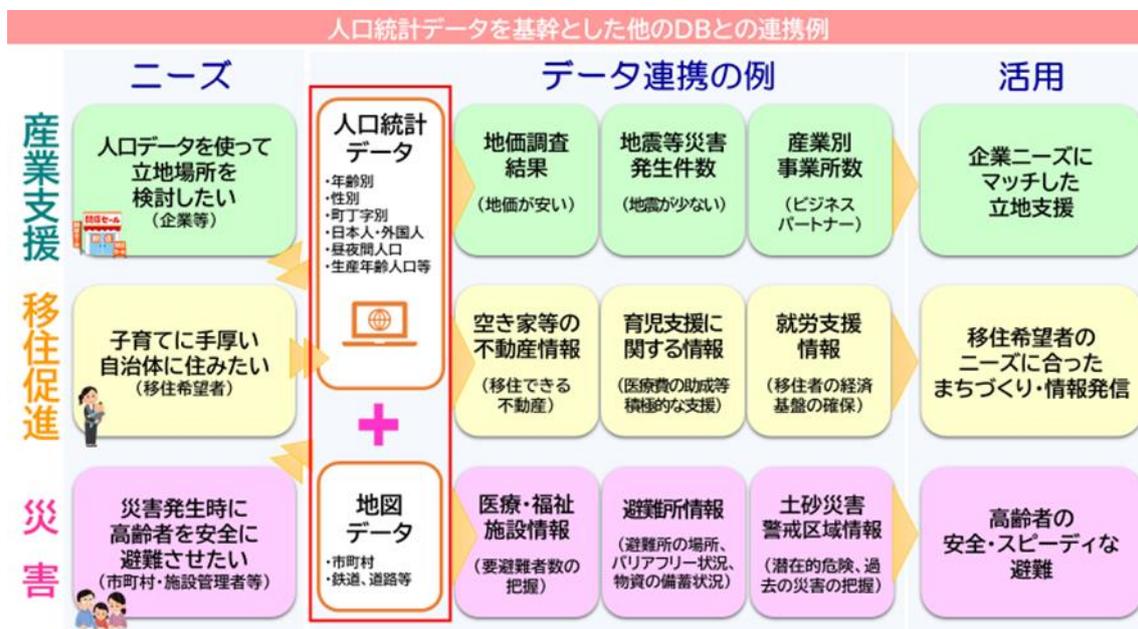
(2) 移住促進

例として、子育てに手厚い市町村に住みたい移住希望者に対し、人口統計データと複数のデータを連携させ、市町村が移住希望者のニーズにマッチしたまちづくりや情報発信を行えるよう、データ連携を行う。

(3) 災害

例として、災害時に高齢者を安全に避難させたいというニーズに対し、人口統計データと複数のデータを連携させ、それが実現させられるよう、データ連携を行う。

図２ データ連携のイメージ



1.5. 統計データ連携推進プロジェクトチームについて

本業務を効率的に推進するため、統計データ推進プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を設置している。

(1) 所掌事務

- ①統計データ連携推進プロジェクトのロードマップの作成及び進捗管理に関する事項
- ②統計データの活用を効果的に進めるための、連携するデータの範囲や優先順位等の検討に関する事項
- ③統計データ連携のリーディングプロジェクトの実施に関する事項
- ④統計データ活用のためのシステム開発に向けた仕様の検討に関する事項
- ⑤統計データ活用のための、庁内調整及び市町村や民間企業との連携に関する事項

(2) 構成員

- ・マネージャー：人財政策局長
- ・リーダー：統計課長
- ・メンバー：行政・デジタル改革課長、地域政策課長、危機管理課長、福祉政策課長、少子政策課長、産業労働政策課長、企業立地課長がそれぞれ指定する職員
※県内市町村職員、民間事業者等の構成員については、県が新年度に別途選任予定。なお、民間委員は委託先の責任者を想定している。

(3) 開催時期・回数

令和5年6月から9月、概ね1か月に1度開催する。また、データ連携を試行するテーマごとにユニットを設け、必要に応じて会議を開催する。 ※ユニットの詳細は調整中

(4) 会議の実施方法

Zoom ミーティングまたは対面により行う。

2. 委託内容

2.1. 実施体制

(1) 責任者の選任

受託者は、本業務を統括する責任者を1人配置し、次の業務を担当すること。なお、原則として、2次審査（プレゼンテーション）において、説明及び質疑に対応した者を責任者とする。

- ・本業務全体の運営、進捗管理、助言
- ・県との連絡調整
- ・メンバーとしてPTに参加
- ・その他本業務に必要と認められる事項

(2) 実施連絡体制の構築

ア 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した実施連絡体制表を、本契約締結時に提出すること。

イ 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、本県に申し出ること。

(3) 業務計画書の作成

事業の実施においては、1.3.で提示したスケジュールを参考に具体化する業務計画書を作成し、提出すること。業務実施に当たっては、提出した業務計画書につき、本県の承認を得て、計画的に進めること。

2.2. 関連するオープンデータ同士連携させた分析を可能にし、分析結果を可視化して提供するための検討

(1) ユースケース調査

国、都道府県、市町村、民間、研究機関等における、LODをはじめとしたオープンデータ化された統計データの活用状況の調査を実施すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施すること。

(2) 課題整理

(1)の調査結果を踏まえ課題を整理し、民間における統計ニーズを踏まえ、県の保有している統計データの活用可能性を検討すること。

リーディングケースとしてデータ連携を試行する、人口統計データの活用可能性を合わせて検討すること。

検討にあたっては、必要に応じて、プロジェクトチームに参加する県内市町村及び民間事業者からのニーズについてのヒアリングや、有識者の知見の活用を行うこと。

なお、県が保有している統計データの一覧は、別添参考資料2のとおりである。

(3) ユースケース案の作成

(1)(2)及びプロジェクトチームにおける検討の経過を踏まえ、ユースケース案を作

成し、「関連する統計データ同士を連携させて分析し、可視化して公開するのに最適なオープンデータの形式（LODをはじめとするオープンデータの形式）」、「上記2.3.で提示した3分野において、リーディングケースとする人口統計データと連携する統計データ」、「人口統計データとの連携以外に、連携した分析が有用な庁内統計データの組合せ（有用性の観点から順位を付すこと。）」を提案すること。なお、データ連携については、ユーザーが個々にダウンロードすることなく常に最新のデータの連携ができる仕組みを想定している。そのため、最適なオープンデータの形式がLOD以外の場合は、その理由を明記すること。

(4) 可視化サンプル及びデータセットの提出

(3)で提案したデータ連携について、実データによる分析の可視化サンプルを成果物として提出すること。なお、可視化サンプルは本事業の成果の一つとして、外部に公開し、実際に利用してもらうことを想定している。また、データ連携については、人口統計データの中から他の統計データと連携した分析に有用なデータを選定し、上記(3)で提案した形式に変換したデータセットを成果物として納品すること。

(5) 上記(3)の提案を実現するために必要なシステムの提案

市場にある関連製品・サービス、活用技術等を調査するとともに、市場の方向性を踏まえ、RFIを実施し、価格やスケジュール等情報収集を行い、統計データを上記(3)で提案したオープンデータ形式により、関連する統計データ同士を連携させて分析した結果を可視化して公開するために必要なシステムの構築方法等を提案すること。提案するシステムは、予算的になるべく実現性の高いものであること。

提案するシステムの構築方法は、新規に取得する統計データをオープンデータとして公開するだけではなく、既存の統計データのオープンデータ化も可能とするものであること。

(6) ロードマップ案の作成

(1)～(4)を踏まえ、令和6年度中に必要なシステム構築を完了することを前提に、今後のロードマップを作成すること。

2.3. PTの運営支援

(1) PT会議で使用する資料の作成

PT会議で使用する資料を作成し、会議実施日前までに県に提出すること。県から修正依頼があった場合は、速やかに修正し、再提出すること。

(2) PT会議への参加

2.1.(1)記載のとおり、業務責任者は令和5年6月から9月までに開催されるPT会議に参加すること。

(3) PT会議を進行するファシリテーターの役割

プロジェクトチーム全体会合を進行するファシリテーターの役割を務めること。本県と進行についてすり合わせができるよう、必要に応じて打合せを設けること。

(4) ユニットの運営支援

1. 5. (3)掲載のユニットにおいても、運営支援を行うこと。

2. 4. 技術的知見の補助

プロジェクトチーム参加者の技術的知見の不足に関し、適時補助を行うこと。補助は、プロジェクトチーム全体会合参加時に限らない。

2. 5. 進捗報告会議

- (1) 適宜必要に応じて進捗報告会議を開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行うこと。
- (2) 進捗報告会議において使用する資料は、受託者が用意すること。
- (3) 定例報告会議については、原則として、県がホストとなるWeb会議で実施する。なお、対面会議が必要と県が判断した場合には、対面で実施すること。

2. 6. 報告書の作成

(1) 中間報告

契約開始日から令和5年7月31日までの本業務の実施内容をとりまとめた中間報告書を令和5年8月10日までに作成すること。

(2) 成果報告

令和5年8月1日から令和5年9月30日までの本業務の実施内容をとりまとめた成果報告書を令和5年10月31日までに作成すること。

(3) データ連携検討支援業務報告

データ連携検討支援業務報告書を令和6年2月29日までに作成すること。

【提案依頼事項】

- (P-01) スケジュールについて
貴社が想定している本業務の実施スケジュール案を提示すること。
- (P-02) 実施連絡体制について
貴社が想定している本業務における「実施連絡体制表」を提示すること。
また、本業務に従事させることを想定している個々の要員の経歴や業務実績等を提示すること。(様式自由)
- (P-03) データ同士を連携させた分析、その結果を可視化した提供に最適な、統計データのオープンデータ化の方法について
統計データを、LODをはじめとしたオープンデータ形式を選択して公開するにあたり、どのような方針で進めるのが適切か、貴社の考えを示すこと。
- (P-04) データ連携方法の提案
1.4.2. で提示した3分野のうち、少なくとも一つを選び、地域の課題解決や経済の活性化の事例を示すこと。実績又は提案いずれも可とする。
- (P-05) データの連携・分析結果を可視化して公開・提供する方法の提案
オープンデータ化した統計データを連携させ、分析した結果を、可視化して公開・提供する方法について、どのような方法が考えうるか選択肢を提示すること。
- (P-06) その他、仕様書で示した実施手順及び内容に追加する提案（任意）
プロジェクトメンバー、PT 会議及びユニットの運営支援、上記(P-03)から(P-06)に関する事項等に関し、仕様書で示した実施手順及び内容以外の方法がある場合は追加提案すること。

3. 納品要件

3.1. 納品条件

ドキュメント類については、各成果物の電子データを収納した電子媒体（DVD-R 等）1式を納品すること。

3.2. 納品形式

- (1) 納品物は紙媒体及び電子媒体の双方で納入するものとし、全て日本語表記とすること。
- (2) 報告書等の各種ドキュメントは、原則デジタルでの閲覧を前提とした様式とすること。
- (3) 電子ファイルの納品物は、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」を利用したファイル形式で作成すること。それ以外の形式での提出を希望する場合は個別に確認すること。
- (4) 電子ファイル（DVD-R）の納品物は、ファイルの構成等が分かるようインデックスやディレクトリ構成の説明資料を添付しておくこと。
- (5) 納入媒体のうち電子ファイル（メール等）とした媒体は、電子メールやファイル送信システム等により本県が指定する宛先に送付すること。
- (6) 納入媒体のうち電子ファイル（DVD-R）とした媒体は、「Microsoft Windows」で読込可能な DVD-R にデータを書き込んでレーベル等に納品物名が分かるようにし、正副各一式を納入すること。
- (7) 紙媒体及び電子ファイル（DVD-R）の納品物のうち、納期が同じ納品物については、媒体を一つにまとめて提出すること。

3.3. 納品場所

紙媒体及び電子媒体による納品物については、以下の場所へ納品すること。その他の成果物については、業務計画書作成時に本県と協議のうえ決定する。

納品場所 〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県庁本庁舎 2階 統計課執務室

3.4. 納品物

3.4.1. 納品物要件

- (1) 各ドキュメントの作成においては、本県と、ドキュメントの構成及び内容について十分に協議を行い、サンプルドキュメント等により最終成果物の完成イメージを事前に本県に確認すること。
- (2) ドキュメントの作成においては、各ドキュメントの利用者のレベルを想定して、誰もが理解できる内容とすること。

3.4.2. 成果物一覧

以下の成果物を提出期限までに本県に提出し、最終的な成果品を納期までに納品すること。提出時期の具体的な期日は、業務計画書作成時に本県と協議のうえ決定する。

No	成果物	根拠（仕様書掲載箇所）	提出時期
1	実施連絡体制表	2.1. (2)	契約後速やかに
2	業務計画書	2.1. (3)	契約後速やかに
3	可視化サンプル及びデータセット	2.2. (4)	成果報告書提出時
4	ロードマップ案	2.2. (6)	成果報告書提出時
5	PT 会議資料	2.3. (1)	PT 会議開催前
6	中間報告書	2.6. (1)	令和 5 年 8 月 10 日
7	成果報告書	2.6. (2)	令和 5 年 10 月 31 日
8	データ連携検討支援業務報告書	2.6. (3)	令和 6 年 2 月 29 日

4. 委託業務の留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 個人情報の取扱い

本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(6) 成果物の権利の帰属

本契約の実施に伴って生じた一切の成果物に対する権利は、その生じた時から埼玉県に帰属する。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）

が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 業務の一部または全部不実施の取扱い

天変地異、感染症の流行、その他不可効力の事由に基づき、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しないことがある。その場合、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合は、業務が完了した部分までの委託料を支払うものとする。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。